

北淡国際活断層シンポジウム実行委員会規約

(名称及び所在地)

第1条 この委員会は、北淡国際活断層シンポジウム実行委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、阪神・淡路大震災の周年事業として、講演会、研究会等を開催し、市民に対する地震や津波災害への啓蒙を行うとともに、次世代の活断層・地震・津波に関する総合的研究の発展に資する「北淡国際活断層シンポジウム」を開催することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員の選出)

第4条 委員は、学識経験者から選出する。

(委員の任務)

第5条 委員は、第2条の目的を達成するため相互に協議を行い、委員会を運営する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

2 補欠又は増員によって就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 委員会に、役員として委員長1人、副委員長1人を置く。

2 役員は、委員会の会議において委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年11月 1日から施行する。